

公益社団法人千葉県畜産協会役員の報酬等及び費用に関する規程

平成25年4月1日設定

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益社団法人千葉県畜産協会（以下「この会」という。）の定款第19条の規程に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費も含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この会の非常勤役員は無報酬とする。ただし、公認会計士の資格を有する非常勤役員は職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員及び公認会計士の資格を有する非常勤役員の報酬総額は年額とする。
- 4 常勤役員及び公認会計士の資格を有する非常勤役員には賞与、退職金は支給しない。

(報酬額)

第4条 この会の常勤役員及び公認会計士の資格を有する非常勤役員の報酬総額は、別表に定める金額とする。

(報酬の支給日及び支払方法)

第5条 報酬は月ごとに均等した額を、毎月一定の定まった日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 6 条 役員にはその実態に応じた通勤費を支払う。

(費用)

第 7 条 この会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和元年 6 月 24 日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

常勤役員の年間報酬額	
1 専務理事	6, 240 千円
2 常務理事	5, 880 千円
ただし、週所定労働日数が 5 日に満たない勤務形態の場合はその日数に応じて減額する。	
公認会計士の資格を有する	
非常勤役員	500 千円